第5章 実効性の確保

5-1. 専門家との連携

本計画の策定にあたっては、空家法第7条に基づき、平成29年4月に神戸町空家等対策協議会(以下「協議会」という。)を設置しました。協議会は、本計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うことを目的とした組織です。協議会は、町長のほか、町議会議長や区長会長、建築・不動産等の実務者、民生委員児童委員、警察等の各分野の専門家・有識者で組織しています。専門家・有識者の助言・協力の下で計画を策定することで、地域の実情に応じた対策を検討することができ、また、専門性や公平性を高めることができます。

今後、本計画に基づく対策の実施段階においても、協議会委員である専門家・有識者との 連携体制を維持し、より効果的な対策の実施を図ります。

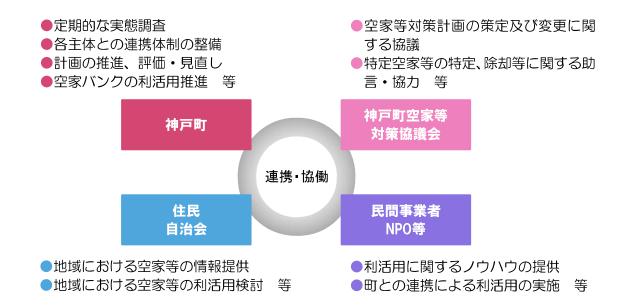
【協議会構成委員】

委 員 選 出 区 分	関係機関■団体
町 長	神戸町
神戸町区長会長	神戸町
神戸町議会議長	神戸町
法務	岐阜県司法書士会
不 動 産	公益社団法人岐阜県宅地建物取引業協会
不 動 産	岐阜県土地家屋調査士会
建築	公益社団法人岐阜県建築士会
福祉	民生委員児童委員協議会 会長
防犯 • 生活安全	大垣警察署神戸交番 所長

5-2. 住民・民間事業者等との連携

空家等への対策は、行政対応のみでは限界があり、住民や自治会、民間事業者等の協力が 不可欠となります。

そのため、住民や自治会、民間事業者等と連携し、民間のノウハウを活用することでより 有効な対策を進めます。



5-3. 庁内連携体制

空家等対策に係るとりまとめ、空家等全般に関わる相談窓口は、建設課が担います。

ただし、空家等がもたらす問題は、防災、衛生、景観等、多岐にわたるため、対策の実施に 当たっては、庁内の各部署の横断的な対応が必要となります。そのため、建設課を事務局と して庁内において情報を共有するとともに、空家等対策について全庁的に検討・実施を図り ます。

なお、庁内での対応が難しい場合には、県や専門家に協力を仰ぎます。

【各部署の役割】

担 当 部 署	主 な 役 割
建設課	○空家等全般に関わる相談、苦情等情報のとりまとめ○空家等の実態調査○本計画の進捗管理○建築物に関すること○居住支援に関すること
産業環境課	○環境衛生に関すること(不法投棄、害虫、動物等)○樹木繁茂に関すること○防犯に関すること○戸籍・住民登録に関すること
税務課	○税に関すること (固定資産税、相続等)
総 務 課	○神戸町の財政に関すること
健康福祉課	○高齢者の暮らしに関すること
まちづくり戦略課	○観光・地域交流に関すること ○広報・情報発信に関すること